

# 法律知識 No.47



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

## 飲食店の「予約キャンセル料」は全額支払う必要があるのか。

会社の取引先への接待のため、同一日時で、A店、B店、C店を6人分で予約し、コース料理を注文しました。当日、取引先との打合せ終了後、店の希望を聞いたところ、「C店が良い、とのことだったため、A店とB店の予約をキャンセルしました。ところがA店から、「当日のキャンセルは困る。予約したコース料理の代金「1人につき8,000円」を全額支払ってもらいたい、と言われました。A店には予約した時間の2時間ほど前に連絡しましたが、店からは予約時に「キャンセルの連絡は何時までに、などとは一切言われていません。A店の言うとおりに、コース料理の代金を全額支払う必要はありますか。



A

飲食店で飲食のサービスを受ける契約は、一般的に「飲食物提供契約」などといわれ、基本的に予約をした時点で成立します。今回は、A店にコース料理の予約の電話をし、店が承諾した時点で「飲食物提供契約」が成立しています。

契約が一旦成立すると相手方に契約違反などがない限り、原則として一方的な契約解除はできません。今回、店側に契約違反ではなく、客側が一方的に契約を取りやめているため、A店は客側に契約違反として損害賠償を請求できることになります。よって、店側がキャンセル可能な期限を伝えていなくても、キャンセル料は発生します。

A店は、原材料費や人件費などが無駄になり、利益も得られなくなったとして、コース料理の代金全額の支払いを求めているものと考えられます。しかし、それぞれが本当に損害といえるのか検討する必要があります。

仮に食材などを全て廃棄した場合、原材料費がそのまま損害となるとも考えられますが、当日、他の客の料理に食材を転用した場合は、転用分に当たる原材料費は損害には当たりません。また人件費については、仕込みのために残業した時間分の費用などが損害に当たるとも考えられますが、仕込んだ分を他の客に転用した場合は、差し引く必要があります。さらに利益についても、キャンセルされた席に他の客を入れて利益を上げた場合は、その分は差し引かれるべきです。今回は、6人分のみのキャンセルであり、他の客で席を埋めることはそこまで難しくないとはいえます。

以上のように、差し引くべき部分を除いたものが損害となるため、A店に対し、これらの事情を確認した上で、支払う金額を決めていくことになります。今回は「当日キャンセル」のため、店側にある程度の損害が生じることは避けられなかったかもしれませんが、予約日当日まで十分な時間があれば、損害は生じないと考えられます。キャンセル料が発生しないようにするためには、十分な余裕を持ってキャンセルの連絡をすべきであると考えられます。

ここからは広告です。